

廃棄物処理施設の入札・契約適正化検討会設置要綱（案）

1．目的

し尿処理施設、ごみ処理施設などの市町村が事業主体として入札・契約手続きを行っている廃棄物処理施設分野では、談合疑惑や契約価格が高いのではないかとの指摘がある。

このような指摘などによって、廃棄物行政に対する国民の不信を招くことのないようにし、循環型社会づくりの基盤となる廃棄物リサイクル施設を整備する公共事業の透明性・競争性を高め、事業に対する国民の信認性を確保することが必要である。

このため、廃棄物処理施設分野における特有の事情（市町村にとっては20年程度に1回の巨額な公共事業であることなど）等を分析し、必要な対応等の検討を行い、市町村における入札及び契約の適正化を図るための方策をとりまとめることとする。

2．組織等

- （1）学識経験者、地方公共団体等関係者の中から、環境省が委嘱する検討委員をもって構成する。
- （2）検討会に座長を置く。座長は、委員の互選により選出する。
- （3）座長は、検討会を代表し、会議に係る事務を総理する。
- （4）その他、必要に応じ学識経験者等、検討事項に関連ある者をオブザーバーとして参加させることができる。
- （5）座長に事故があるときには、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

3．検討事項

- （1）入札談合や高値受注を招きやすい廃棄物処理施設特有の事情の抽出と分析
- （2）廃棄物処理施設特有の事情を踏まえた具体的方策の検討
- （3）その他の廃棄物処理施設の入札・契約の適正化に関する事項

4．検討会の運営

- （1）検討会の運営は、以下のとおりとする。

本検討会は、原則、公開で行う。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。

会議資料は、会議終了後環境省ホームページ等により公開する。

会議の議事要旨については、会議終了後、委員の了解を得た上で、環境省ホームページ等により公開する。

- (2) 座長は、上記によりがたい場合が生じた時には、検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

5. 事務局

検討会の庶務は、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課及び(社)全国都市清掃会議において処理する。